

介護職員等特定処遇改善加算について

◎介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員等特定処遇改善加算は、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることとされ、2019年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

◎介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること。
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を図っていること。

●職場環境の要件の提示について

見える化要件に基づき、職場環境要件と特定加算の取得状況について下記に掲示します。

◎職場環境要件

資質の向上

- ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
- ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動

労働環境・処遇の改善

- ・ 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度にかかる研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

その他

- ・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・ 非正規職員から正規職員への転換

◎当法人の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定状況

事業所名	介護職員処遇改善加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算の区分
特別養護老人ホーム グリーンピア瀬戸内	加算 I	特定加算 I
ショートステイ グリーンピア瀬戸内	加算 I	特定加算 II
デイサービスセンター グリーンピア瀬戸内	加算 I	特定加算 II
地域密着型特別養護老人ホーム グリーンビレッジ瀬戸内	加算 I	特定加算 I
ショートステイ グリーンビレッジ瀬戸内	加算 I	特定加算 II
デイサービスセンター グリーンビレッジ瀬戸内	加算 I	特定加算 I
地域密着型特定施設入居者生活介護グリーンビレッジ瀬戸内	加算 I	特定加算 II